

厚生財団

財団法人 新潟県教職員厚生財団 TEL.025(228)3581
 〒951-8516 新潟市東中通1-86 FAX.025(224)8830
 URL <http://www.koseizaidan.or.jp>
 E-mail info@koseizaidan.or.jp

KOSEIZ Aidan

新潟県の文化財シリーズ

県内では3番目の巨木で、根まわり12.4m、目通りのまわり10m、高さおよそ20mとまさに王者の風格をなし、四季折々に人々を楽しませてくれます。

海拔17.6mと豊栄市内で最も高い丘に位置し、長い年月の間に地域民の信仰を集め、頂上には薬師堂、中腹には稲荷神社が祭られています。

新しい年を迎え、団員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

昨年の新潟県は、水害・猛暑に台風、そして中越地震と、大きな傷痕を残した一年でした。

被災された皆様方に心からお見舞申し上げます。

財団では、少しでも復旧のお役に立てるよう今後とも努力してまいります。

また、教職員の皆様を取り巻く経済環境も、給与や退職金の削減、年金支給延伸など、厳しい現実に直面してきました。

しかし、日本経済は、低迷していた株価や企業業績の回復が鮮明となり、本格的な景気回復への期待も膨らんできました。今年こそ、景気回復の恩恵が県内にも及び、度重なる災害の痛手を克服できるよう願っています。

財団運営も、団員の皆様のご理解とご協力のお陰で、貸付事業をはじめ、厚生費贈与事業、検診事業等計画どおり実施することができました。

新年を迎えた今、役職員一同、気持ちを新たに公益法人制度改革に伴う課題解決に取り組み、より安定した財団経営と教職員の福利厚生事業の一層の充実に努めてまいりたいと思います。団員の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。



県指定天然記念物 高森の大ケヤキ

資料・写真提供 豊栄市企画財政課
 文 豊栄市立葛塚中学校長 渡部 孝三郎 様

心よりお見舞申し上げます

昨年（平成16年）は、生涯忘れられない年になりました。

7.13水害、猛暑、度重なる台風被害、そして10.23中越地震でした。これほど未曾有の大災害が集中した年は記憶にありません。

今年こそ、『災い転じて福となす』年にしたいものです。

7.13 水害の状況



10.23 中越地震の状況



[厚生財団から被災した学校へのお見舞金]

7.13 水害	66校	1,510,000円
10.23 中越地震	279校	10,790,000円

[特別厚生費災害お見舞金の請求状況（12月末現在）]

7.13 水害	現職団員	168件	15,450,000円
	継続団員	20件	1,910,000円
10.23 中越地震	現職団員	60件	9,080,000円
	継続団員	32件	4,470,000円

年度末に退職される皆様へ

退団の手続き 「厚生資金積立金払戻請求書」を提出してください。これだけで退団手続きは完了です。払戻請求書は2月1日付けで各所属所へ送付します。

請求書の提出期限 遅くとも**3月31日**までにご提出ください。

積立金の払い戻し 現職時に積み立てた厚生資金積立金を4月28日(木)にご指定の口座に振り込みます。

各種貸付金の清算 厚生資金積立金から貸付残金を清算します。不足金が生じた場合は、4月20日頃ご本人に通知しますので、払い込みください。

生命保険の取扱い 各種生命保険は、今までどおり厚生財団扱いで継続できます。グループ保険は、新学協の継続組合員であることが、加入の要件となります。
教職員年金は、一時金の請求になります。(50歳以上の方は継続可能)
4月～7月分の保険料は積立金からお預かりします。8月分以降の保険料は登録口座からの自動振替となります。(手続き類は4月下旬に本人に送ります。)

特別厚生費について 退団後3か月以内に結婚(入籍)されたときは、結婚祝金を贈与します。

継続団員制度について

退職後も継続して団員になることができます。

加入資格	25年以上厚生財団に加入し、退職後も新潟県内に居住される方。
積立金	当初に130万円以上を積み立てていただきます。
加入手続き	「厚生資金積立金払戻請求書」と「継続団員申込書」を一緒に提出してください。
特典	普通厚生費と特別厚生費を贈与します。 継続団員連絡会にご招待します。(往復交通費支給) 生活資金貸付金をご利用いただけます。(積立金の範囲内) 総合健診・肺がん検診・大腸がん検診等のあっせんと補助金を贈与します。
団員数	2,925名(12月末現在) 16年度新加入者 177名

事務局からのお知らせ

水害・地震等で被災された団員の方に災害見舞金を贈与いたします。
災害見舞金請求書と必要書類を整えて提出して下さい。

請求に必要な書類

- 災害見舞金請求書
(ホームページでも請求書をダウンロードできますのでご利用下さい。)
- 被害程度を示す写真
- 罹災証明書
(市町村長・警察署長・消防署長の証明)
- 罹災住宅の平面図
- 罹災状況書

請求の期限は1年です。



明けましておめでとうございます。
本年もよろしくお願ひ申し上げます。

三井生命保険株式会社 025-241-2871



新しいベクトルへ。三井生命

マモル(保障)、カエレル(見直し)、タマル(積立)機能がそろった生命保険「ザ・ベクトル」。

- 万一の保障はもちろん、要介護状態、3大成人病、障害状態に備える「生きるため」の保障も充実。
- 一人ひとりの人生設計に合わせて、契約内容の見直しや資金の積み立てが可能。

さらにパワーアップして万全の備え！

- 大評判「ZUTTO ザ・ベクトル」で、非課税入替からの保障やガンの充実保障など、医療保障はZUTTO(ずっと)一生画。
- ※「ZUTTO ザ・ベクトル」とは、新卒者の入替(退職後保障が付いた)の「ザ・ベクトル」の愛称です。
- ※ 保障内容の見直しはお客様専用「ZUS(法人様)」などの保障契約には所定の条件がございます。詳しくは、「パンフレット」等でご確認ください。



三井生命保険株式会社 〒120-8129 東京都千代田区大手町3-2-3 03(3211)0111(代表)

ザ・ベクトルの資料請求は、こちらのホームページで、<http://www.mitsubishilife.co.jp/>

※この広告は、商品の概要を説明しています。商品の詳細については、「パンフレット」のご契約のしおり・約款)を必ずご覧ください。



三井生命